

一般競争入札（設置料率）による「自動販売機設置事業者」募集要領

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団（以下「当事業団」という。）では、次のとおり宮城野原公園総合運動場及び弘進ゴムアスリートパーク仙台（仙台市陸上競技場）に自動販売機を設置する事業者を募集します。

設置料率の一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 募集物件

【共通】

所在	仙台市宮城野区宮城野 2 丁目 1 1 番 6 号
設置場所	宮城野原公園総合運動場及び弘進ゴムアスリートパーク仙台（仙台市陸上競技場）

【区分】

設置場所区分：屋外A	
設置機種	①清涼飲料水
	②清涼飲料水
	③清涼飲料水
設置台数	各 1 台
設置場所区分：屋外B	
設置機種	①清涼飲料水
	②清涼飲料水
	③清涼飲料水
設置台数	各 1 台
設置場所区分：屋外C	
設置機種	①食品及び清涼飲料水
	②食品及び清涼飲料水
	③食品及び清涼飲料水
設置台数	各 1 台
設置場所区分：屋外D	
設置機種	①清涼飲料水
	②清涼飲料水
設置台数	各 1 台
設置場所区分：屋外E	
設置機種	清涼飲料水
設置台数	1 台
設置場所区分：屋外F	
設置機種	アイスクリーム
設置台数	1 台

※設置場所は、別添「設置場所詳細図」を確認ください。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当し

ない者であること。

- (2) 個人の場合は仙台市内に住所を、法人の場合は仙台市内に本店又は支店・営業所を有し、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機（以下「自販機」という。）の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自販機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。

3 契約上の条件等

(1) 設置契約の内容

この設置に関する契約は、地方自治法の規定に基づき仙台市から指定管理者として指定を受けている施設に、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づき設置許可された場合に設置を行うことができる自販機の設置契約とします。

(2) 販売物品

① 清涼飲料水

一般市場で認知、支持されているアルコール分を含まない清涼飲料水とします。また、市場価格を上回る価格での販売はしないでください。

② 食品

一般市場で認知、支持されている健康食品とします。また、市場価格を上回る価格での販売はしないでください。

③ アイスクリーム

一般市場で認知、指示されているアイスクリームとします。また、市場価格を上回る価格での販売はしないでください。

(3) 設置期間

設置期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

ただし、弘進ゴムアスリートパーク仙台（仙台市陸上競技場）は令和6年度から令和7年度にかけて仙台市による大規模改修工事が予定されています。工期が未定のため、工事期間等は今度調整となりますが、工事期間中は自販機を撤去いただく可能性があります。

(4) 設置料

設置料は、自販機の売上に設置料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

当事業団が設定する予定設置料率以上で、最高の割合の設置料率を入札したものを設置事業者と決定します。

(5) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の10日までに売上報告書を当事業団に提出することとし、四半期最終月の翌月の月末までに、当事業団が設置料の請求書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(6) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、当事業団が3ヵ月に取りまとめ、四半期最終月の翌月に発行する請求書により、指定期日（翌月末）までに納入していただきます。

(7) その他

自販機設置の基準、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「自動販売機の設

置に関する契約書」の契約内容をすべて遵守していただきます。

4 申込方法等

今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、入札申込み及び入札については、郵送により実施します。

(1) 受付期間

令和4年2月25日(金)から3月11日(金)まで(ただし、土、日曜日は除く。)
(直接提出の場合)午前9時から午後5時00分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先(担当課)

仙台市青葉区錦町1丁目3-9 仙台市役所錦町庁舎3階
公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 総務企画課
電話 022(215)3201(代表)

(3) 申込方法

受付期間内に提出書類を提出先へ郵送または直接提出してください。

申込書受理後、担当課より入札参加申込書の控え及び入札書(様式3)を郵送及びE-mailにより送付します。

(4) 申込みに必要な書類

① 入札参加申込書(様式1)

② 法人の場合は商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、個人の場合は住民票の写し ※発行後3ヶ月以内のものに限る。

③ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、区役所、総合支所税務課において交付(1通300円の手数料が必要です。)を受けてください。

④ 誓約書(様式2)

5 入札書類の提出

必要事項を記入した入札書(様式3)を二重封書の上、期日までに郵送(配達証明付き書留郵便による)、または担当課に提出してください。

(1) 受付期間

令和4年3月18日(金)までとし、郵送の場合、期限内に到着するよう郵送してください。

(2) 提出先(担当課)

4(2)に同じ

(3) 開札日

令和4年3月22日(火)午前11時 仙台市役所錦町庁舎3階会議室
必ずしも、出席する必要はございません。

6 入札の手続き

(1) 入札方法

① 郵送等による入札となるため、入札者氏名欄は、法人の場合、代表者名を記入してください。

② 入札書には、設置場所区分を記載してください。

③ 入札書(様式3)には、設置料率をパーセント(小数点第2位まで)で記載してください。なお、入札設置料率は売上見込額に対する希望借受額(消費税相当額は含みませ

ん。)の割合です。

- ④ 入札書は5の要領により提出してください。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
 - ③ 入札者の記名・押印のない入札
 - ④ 設置料率の記載が不明確な入札（設置料率の訂正は認められません。）
 - ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定
 - ① 本入札は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づく設置許可を受けることを前提とした契約準備行為であるため、落札決定は令和4年4月1日に、次の②③④において決定した落札候補者に対し行うものとします。ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づく許可がされない場合、本入札は無効とします。
 - ② 予定設置料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の設置料率をもって入札した者を落札候補者とします。
 - ③ 落札となるべき同じ割合の設置料率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。
 - ④ 予定設置料率以上の割合の入札がない場合は、希望者により、再度の入札を行います。
 - ⑤ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。
- (6) 入札結果の公表
開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び設置料率の割合を、落札者がいないときはその旨を、入札者に知らせます。

7 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後5日以内に契約書に記名押印していただきます。また、締結後、担当者（責任者）の届出を行っていただきます。
- (2) 期間内に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなします。その場合、落札は無効となり、当事業団の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

8 その他

- (1) 提出された申込書等は返却しません。
- (2) 自販機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費は、自販機設置事業者の負担となります。

9 問合せ先

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 総務企画課
電話 022 (215) 3201
E-mail spf-soumu@spf-sendai.jp

関係書類

入札参加申込書（様式1）

(一般入札_自動販売機_郵送)

誓約書 (様式 2)

入札書 (様式 3)

自動販売機の設置に関する契約書 (見本)

設置場所詳細図

過去の利用者数、売上実績 (参考)